	(五)		(六)				(七)	(八)		
	車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）		かご操作盤及び表示器				操縦機	外部への連絡装置（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーターを除く。）		
	光電装置の状況	車止めの設置の状況	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	押しボタン等の作動の状況	操作箱の施錠の状況	表示器の状況	破損の状況	操作後の自動復帰の状況	作動の状況	設置及び作動の状況
着床装置の状況	作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び触診により確認する。	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	通電時及び電源遮断時において外部との連絡ができるか確認する。
乗り場の床を基準として着床位置が上下七十五ミリメートルを超えること。	特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。	イ　車止めがない又はその機能が確実でないこと。 ロ　車止めが変形又は摩損していること。	取付けが堅固でないこと。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあっては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。	施錠できないこと。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。	イ　制動装置告示第二第一号の規定に適合しないこと。 ロ　動きが円滑でないこと。	昇降機が正常に作動しないこと。	イ　令第百二十九条の十第三項第三号の規定に適合しないこと又は連絡装置が作動しない若しくは容易に操作できないこと。

	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(一)	(二)	(三)
	かご内の停止スイッチ	用途、積載量及び最大定員の標識	かごの照明装置	停電灯装置（乗用エレベーター及び寝台用エレベーターに限る。）	かごの床先（令第百二十九条の十一の規定の適用のあるエレベーター及び特殊告示第一第七号に掲げるものを除く。）	かごの床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	かご上の停止スイッチ	頂部安全距離確保スイッチ	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミットスイッチ（強制停止）スイッチ
	設置及び作動の状況	設置及び表示の状況	設置、作動及び照度の状況	設置、作動及び照度の状況	フェッシャプレートの取付けの状況		設置及び作動の状況	設置及び作動の状況	取付けの状況
	設置及び作動の状況を確認する。	設置及び表示の状況を確認する。	目視により確認し又は照度計により測定する。	設置の状況を目視により確認するとともに、照明電源を遮断し、作動の状況をおおむね一分間確認し、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する。	目視及び触診により確認する。	目視により確認し又はかごの床先と昇降路壁及び出入口の床先との水平距離を測定する。	設置及び作動の状況を確認する。	設置及び作動の状況を確認する。	目視及び触診により確認する。
ロ　通話装置の音量又は警報ベル等の鳴動音が小さいこと。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	令第百二十九条の六第五号の規定に適合しないこと又は表示に誤りがあること。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第一第八号の規定に適合しないこと。	令第百二十九条の十第三項第四号の規定に適合しないこと又は操作注意銘板が容易に認識できないこと。	令第百二十九条の七第四号の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	制御器告示第一第四号の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が運転できること。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は作動時に昇降機が上昇運転できること。	制動装置告示第二第五号の規定に適合しないこと又は作動時にファイナルリミットスイッチにあっては昇降機が運転できること、リミットスイッチにあっては昇降機が上昇運転できること。